

7月に入り和工では期末考査が始まりましたが、世間ではタバコに関係する新しいルールがスタートします。下のリーフレットにあるように「健康増進法」が改正され、第一種施設と呼ばれる全国の学校・児童福祉施設・病院・診療所などが敷地内禁煙となり、違反した場合は罰則が科せられます。

和歌山県内の公立学校は全国に先駆け17年前から敷地内禁煙を実施しているので、私たちには新しいルールではありませんが、日本中のすべての学校が敷地内禁煙を守らないといけなくなるのは大きな変化です。

このリーフレットは埼玉県が発行しているものですが、これから全国いたる所で「敷地内禁煙」の表示を目にするようになるでしょう。

そしてじつは、望まない受動喫煙をなくすために、第一種施設の敷地禁煙に続き、来年4月からは第二種施設と呼ばれる飲食店や事業所なども「原則屋内禁煙」となる事が決まっています。

法律で喫煙を禁止しなければならないほど受動喫煙をなくす事は重要課題なのです。

産業デザイン科
奥田 恭久

なくそう！ 望まない受動喫煙。

学校・児童福祉施設、病院・診療所等のみなさまへ

2019年7月1日から 「敷地内禁煙」です。

2018年7月に成立した健康増進法の一部を改正する法律では、第一種施設(学校・児童福祉施設、病院・診療所等)は敷地内禁煙と定められており、2019年7月1日に施行されます。

病院・学校

病院・診療所、薬局、学校・幼稚園・保育園・認定こども園・児童福祉施設、行政機関の庁舎等(第一種施設)

※右記の基準を満たす場合、屋外に喫煙場所を設置することも可能です。

【参考】その他の施設(第二種施設)

飲食店

2020年4月1日から「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

喫煙場所の設置基準

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③ その施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。



(標識の例)



埼玉県マスコット「コウケン」&「あいたまっち」



従業員への
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。



違反時の罰則
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。



20歳未満は
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

彩の国  埼玉県

埼玉県庁 HP から